

経済産業省

20210319 資 第 2 号

令和 3 年 3 月 19 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第 18 条第 2 項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

令和3年3月19日

北海道電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

北 ネ 企 第 26 号
令和 3 年 3 月 19 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪 下 裕 己

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けた
いので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給		備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受給 場所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（令和3年1月1日から令和3年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（令和2年7月28日付け届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月25日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

- (1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行っており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

- (イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行っており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

- (イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- (ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。
- (ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

- (2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

- (1) 令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を9回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第9回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。

支 払 回 数								支払期日
2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	
第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年 4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年 5月7日
—	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	令和3年 6月11日
—	—	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	令和3年 7月7日
—	—	—	第5回	第5回	第5回	第5回	第5回	令和3年 8月6日
—	—	—	—	第6回	第6回	第6回	第6回	令和3年 9月6日
—	—	—	—	—	第7回	第7回	第7回	令和3年 10月7日
—	—	—	—	—	—	第8回	第8回	令和3年 11月8日
—	—	—	—	—	—	—	第9回	令和3年 12月8日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数分の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数分の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和 3 年 2 月 12 日付け 20210210 資第 1 号認可。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用いたします。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止いたします。

(添付書類)

電 気 事 業 法 施 行 規 則 第 20 条 の 規 定 に 基 づ く 添 付 書 類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする
理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、1月のインバランス料金を8月まで分割して支払うことができる措置を要請されたことを受け、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和3年2月12日（金）に認可を受けました。

この度、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、令和3年3月5日（金）に、1月のインバランス料金の確報値が1キロワット時につき平均77円65銭と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の1キロワット時につき平均59円20銭と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられることを踏まえ、当該事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続をとるよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

令和3年2月12日（金）に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を令和3年3月15日（月）から令和3年3月25日（木）まで延長するとともに、1月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、令和3年12月までの最大9か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

(インバランス精算金の支払猶予に係る特別措置)

2021 年 3 月 19 日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第 44 号

2021 年 3 月 19 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同上	
	受 給 場 所	受 電 場 所	同上	
		供 給 場 所	同上	
供 給 電 力			同上	
供 給 電 圧			同上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021 年 1 月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（2021 年 1 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし，特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について，託送供給等約款（2020 年 9 月 4 日付け 20200728 資第 42 号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は，変更後の託送約款をいいます。）³³（支払義務の発生および支払期日）⁽³⁾にかかわらず，次のとおりといたします。

1 適 用

契約者から 2021 年 2 月 15 日から 2021 年 3 月 25 日の間に当社へ申し出があり，かつ，2021 年 1 月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が 2021 年 1 月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で，2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし，契約者が託送約款 54（解約等）⁽¹⁾ロのいずれかに該当する場合には，適用いたしません。

なお，適用にあたって，契約者から当社所定の様式により適用申込書，支払計画書および 2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また，1 接続供給契約における契約者を複数としている場合，代表契約者から当社へ申し出ることとし，当社の求めに応じ，原則として代表契約者を通じて，それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

- (1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には，次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ，今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として，契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし，1 接続供給契約における契約者を複数としている場合，すべ

ての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行っており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行っており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

- (2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

- (1) 2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（2021年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を9回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第9回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものとしたします。）といたします。

支 払 回 数								支 払 期 日
2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	
第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	2021 年 4 月 5 日
第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	2021 年 5 月 7 日
—	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	2021 年 6 月 11 日
—	—	第 4 回	第 4 回	第 4 回	第 4 回	第 4 回	第 4 回	2021 年 7 月 7 日
—	—	—	第 5 回	第 5 回	第 5 回	第 5 回	第 5 回	2021 年 8 月 6 日
—	—	—	—	第 6 回	第 6 回	第 6 回	第 6 回	2021 年 9 月 6 日
—	—	—	—	—	第 7 回	第 7 回	第 7 回	2021 年 10 月 7 日
—	—	—	—	—	—	第 8 回	第 8 回	2021 年 11 月 8 日
—	—	—	—	—	—	—	第 9 回	2021 年 12 月 8 日

- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当

することとなった日が支払義務発生日から 7 日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 7 日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54（解約等）（1）により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2021年2月12日付け20210210資第1号認可。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用いたします。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止いたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年 1 月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は 1 キロワット時につき 63 円 07 銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、1 月のインバランス料金を 8 月まで分割して支払うことができる措置を要請されたことを受け、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2021 年 2 月 12 日（金）に認可を受けました。

この度、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、2021 年 3 月 5 日（金）に、1 月のインバランス料金の確報値が 1 キロワット時につき平均 77 円 65 銭と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の 1 キロワット時につき平均 59 円 20 銭と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられることを踏まえ、当該事象は、電気事業法（1964 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続をとるよう要請がありました。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日（金）に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を 2021 年 3 月 15 日（月）から 2021 年 3 月 25 日（木）まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

これを受け、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和3年3月19日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 2 第 47 号
令和 3 年 3 月 19 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受給 場所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（令和3年1月1日から令和3年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりいたします。

1 適 用

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月25日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送供給等約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

- (1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

- (イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を

有していること。

- (イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- (ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。
- (ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行っていること。

- (2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

- (1) 令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を9回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第9回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの

補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。) といたします。

支 払 回 数								支払期日
2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	
第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年 4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年 5月7日
—	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	令和3年 6月11日
—	—	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	令和3年 7月7日
—	—	—	第5回	第5回	第5回	第5回	第5回	令和3年 8月6日
—	—	—	—	第6回	第6回	第6回	第6回	令和3年 9月6日
—	—	—	—	—	第7回	第7回	第7回	令和3年 10月7日
—	—	—	—	—	—	第8回	第8回	令和3年 11月8日
—	—	—	—	—	—	—	第9回	令和3年 12月8日

- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限りま

す。)の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- イ 託送供給等約款 54（解約等）(1)により解約となった場合
- ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和3年2月12日付け 20210210 資第1号認可。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用いたします。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止いたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、1月のインバランス料金を8月まで分割して支払うことができる措置を要請されたことを受け、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和3年2月12日（金）に認可を受けました。

この度、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、令和3年3月5日（金）に、1月のインバランス料金の確報値が1キロワット時につき平均77円65銭と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の1キロワット時につき平均59円20銭と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられることを踏まえ、当該事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続をとるよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

令和3年2月12日（金）に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を令和3年3月15日（月）から令和3年3月25日（木）まで延長するとともに、1月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、令和3年12

月までの最大9か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 29 号
2021年 3 月 19 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名 古 屋 市 東 区 東 新 町 1 番 地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員 市川 弥生次

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供給の相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別 紙 に 記 載 の と お り で す。		
	住 所		同 上		
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上		
		供 給 場 所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021 年 1 月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（2021 年 1 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（2020 年 9 月 7 日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）35（支払義務の発生および支払期日）（3）にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

契約者から 2021 年 2 月 15 日から 2021 年 3 月 25 日の間に当社へ申し出があり、かつ、2021 年 1 月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が 2021 年 1 月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款 58（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および 2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

(1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。ただし、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

- (イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行っており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

- (イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- (ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。
- (ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

- (2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

- (1) 2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（2021年

1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。)の支払回数は、上限を9回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第9回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。

支 払 回 数								支払期日
2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	
第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	2021年 4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	2021年 5月7日
—	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	2021年 6月11日
—	—	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	2021年 7月7日
—	—	—	第5回	第5回	第5回	第5回	第5回	2021年 8月6日
—	—	—	—	第6回	第6回	第6回	第6回	2021年 9月6日
—	—	—	—	—	第7回	第7回	第7回	2021年 10月7日
—	—	—	—	—	—	第8回	第8回	2021年 11月8日
—	—	—	—	—	—	—	第9回	2021年 12月8日

- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 58（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立て

- を受け、または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2021年2月12日付け20210210資第1号認可。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用いたします。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止いたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、1月のインバランス料金を8月まで分割して支払うことができる措置を要請されたことを受け、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2021年2月12日（金）に認可を受けました。

この度、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、2021年3月5日（金）に、1月のインバランス料金の確報値が1キロワット時につき平均77円65銭と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の1キロワット時につき平均59円20銭と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられることを踏まえ、当該事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続をとるよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

2021年2月12日（金）に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を2021年3月15日（月）から2021年3月25日（木）まで延長するとともに、1月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021年12月までの最大9か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものです。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2021 年 3 月 19 日

北陸電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

託 サ 第 38 号

2021 年 3 月 19 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 水野 弘一

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給		備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受給 場所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供給電力			同 上		
供給電圧			同 上		
電気方式及び周波数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021 年 1 月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（2021 年 1 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（2021 年 2 月 18 日付け届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）34（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

契約者から 2021 年 2 月 15 日から 2021 年 3 月 25 日の間に当社へ申し出があり、かつ、2021 年 1 月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が 2021 年 1 月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款 56（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および 2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

(1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

- (ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

- (イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- (ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。
- (ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

- (2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

- (1) 2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（2021年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を9回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第9回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものいたします。）といたします。

支 払 回 数								支払期日
2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	
第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	2021年 4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	2021年 5月7日
—	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	2021年 6月11日
—	—	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	2021年 7月7日
—	—	—	第5回	第5回	第5回	第5回	第5回	2021年 8月6日
—	—	—	—	第6回	第6回	第6回	第6回	2021年 9月6日
—	—	—	—	—	第7回	第7回	第7回	2021年 10月7日
—	—	—	—	—	—	第8回	第8回	2021年 11月8日
—	—	—	—	—	—	—	第9回	2021年 12月8日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 56（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、

当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和3年2月12日付け20210210資第1号認可。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用いたします。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止いたします。

別 添

**託送供給等約款以外の供給条件による
託送供給等を必要とする理由**

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、1月のインバランス料金を8月まで分割して支払うことができる措置を要請されたことを受け、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2021年2月12日（金）に認可を受けました。

この度、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、2021年3月5日（金）に、1月のインバランス料金の確報値が1キロワット時につき平均77円65銭と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の1キロワット時につき平均59円20銭と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられることを踏まえ、当該事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続をとるよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

2021年2月12日（金）に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を2021年3月15日（月）から2021年3月25日（木）まで延長するとともに、1月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021年12月までの最大9か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2021 年 3 月 19 日

関西電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

関送企発 第 43 号

2021 年 3 月 19 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土 井 義 宏

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021 年 1 月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（2021 年 1 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（2020 年 9 月 4 日付 20200728 資第 42 号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

契約者から 2021 年 2 月 15 日から 2021 年 3 月 25 日の間に当社へ申し出があり、かつ、2021 年 1 月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が 2021 年 1 月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款 54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および 2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

- (1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給す

る上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行っていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

(1) 2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（2021年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いた

ものとし、以下「この補給電力料金」といいます。)の支払回数は、上限を9回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第9回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回のお金の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものいたします。）といたします。

支 払 回 数								支 払 期 日
2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	
第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	2021 年 4 月 5 日
第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	2021 年 5 月 7 日
—	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	2021 年 6 月 11 日
—	—	第 4 回	第 4 回	第 4 回	第 4 回	第 4 回	第 4 回	2021 年 7 月 7 日
—	—	—	第 5 回	第 5 回	第 5 回	第 5 回	第 5 回	2021 年 8 月 6 日
—	—	—	—	第 6 回	第 6 回	第 6 回	第 6 回	2021 年 9 月 6 日
—	—	—	—	—	第 7 回	第 7 回	第 7 回	2021 年 10 月 7 日
—	—	—	—	—	—	第 8 回	第 8 回	2021 年 11 月 8 日
—	—	—	—	—	—	—	第 9 回	2021 年 12 月 8 日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金((1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。)の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54 (解約等) (1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間

で覚書を作成することがあります。

- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2021 年 2 月 12 日付 20210210 資第 1 号認可。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用いたします。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止いたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年 1 月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は 1 キロワット時につき 63 円 07 銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、1 月のインバランス料金を 8 月まで分割して支払うことができる措置を要請されたことを受け、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2021 年 2 月 12 日（金）に認可を受けました。

この度、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、2021 年 3 月 5 日（金）に、1 月のインバランス料金の確報値が 1 キロワット時につき平均 77 円 65 銭と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の 1 キロワット時につき平均 59 円 20 銭と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられることを踏まえ、当該事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続をとるよう要請がありました。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

2021 年 2 月 12 日（金）に認可したインバランス料金の支払の分割措置について

て、申請期限 を 2021 年 3 月 15 日（月）から 2021 年 3 月 25 日（木）まで延長するとともに、1 月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021 年 12 月までの最大 9 か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること。

これを受け、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2021 年 3 月 19 日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

企 託 サ 63 号
2021 年 3 月 19 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名 称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給 場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021 年 1 月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（2021 年 1 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（2020 年 7 月 28 日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）（3）にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

契約者から 2021 年 2 月 15 日から 2021 年 3 月 25 日の間に当社へ申し出があり、かつ、2021 年 1 月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が 2021 年 1 月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款 54（解約等）（1）ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および 2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

- （1） 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の（イ）および（ロ）の措置を行なっていること。

ただし、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の（イ）および（ロ）の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の（ハ）の措置を行なっていること。

- （イ） 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- （ロ） 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

(1) 2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（2021年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を9回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第9回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものいたします。）といたします。

支払回数								支払期日
2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	
第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	2021年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	2021年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	2021年6月11日
—	—	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	2021年7月7日
—	—	—	第5回	第5回	第5回	第5回	第5回	2021年8月6日
—	—	—	—	第6回	第6回	第6回	第6回	2021年9月6日
—	—	—	—	—	第7回	第7回	第7回	2021年10月7日
—	—	—	—	—	—	第8回	第8回	2021年11月8日
—	—	—	—	—	—	—	第9回	2021年12月8日

- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金((1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。)の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54 (解約等) (1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2021 年 2 月 12 日付け 20210210 資第 1 号認可。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用いたします。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止いたします。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、1月のインバランス料金を8月まで分割して支払うことができる措置を要請されたことを受け、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2021年2月12日（金）に認可を受けました。

この度、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、2021年3月5日（金）に、1月のインバランス料金の確報値が1キロワット時につき平均77円65銭と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の1キロワット時につき平均59円20銭と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられることを踏まえ、当該事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続をとるよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

2021年2月12日（金）に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を2021年3月15日（月）から2021年3月25日（木）まで延長するとともに、1月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、2021年12月までの最大9か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和3年3月19日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業制発令 2 第 23 号
令和 3 年 3 月 19 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

高 松 市 丸 の 内 2 番 5 号
四 国 電 力 送 配 電 株 式 有 限 公 司
取 締 役 社 長 横 井 郁 夫

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上	
		供 給 場 所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（令和3年1月1日から令和3年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728 資第42号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月25日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

- (1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

- (イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

3 支払期日

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものいたします。）といたします。

支 払 回 数								支払期日
2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	
第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	令和 3 年 4 月 5 日
第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	令和 3 年 5 月 7 日
—	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	第 3 回	令和 3 年 6 月 11 日
—	—	第 4 回	第 4 回	第 4 回	第 4 回	第 4 回	第 4 回	令和 3 年 7 月 7 日
—	—	—	第 5 回	第 5 回	第 5 回	第 5 回	第 5 回	令和 3 年 8 月 6 日
—	—	—	—	第 6 回	第 6 回	第 6 回	第 6 回	令和 3 年 9 月 6 日
—	—	—	—	—	第 7 回	第 7 回	第 7 回	令和 3 年 10 月 7 日
—	—	—	—	—	—	第 8 回	第 8 回	令和 3 年 11 月 8 日
—	—	—	—	—	—	—	第 9 回	令和 3 年 12 月 8 日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

附 則

1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件(令和3年2月12日付け20210210資第1号認可。以下「旧供給条件」といいます。)の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用いたします。

2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止いたします。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、1月のインバランス料金を8月まで分割して支払うことができる措置を要請されたことを受け、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和3年2月12日（金）に認可を受けました。

この度、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、令和3年3月5日（金）に、1月のインバランス料金の確報値が1キロワット時につき平均77円65銭と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の1キロワット時につき平均59円20銭と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられることを踏まえ、当該事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続をとるよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

令和3年2月12日（金）に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を令和3年3月15日（月）から令和3年3月25日（木）まで延長するとともに、1月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、令和3年12月までの最大9か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

契託制第44号
令和3年3月19日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和３年１月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（令和３年１月１日から令和３年１月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（令和２年９月４日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

契約者から令和３年２月15日から令和３年３月25日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和３年１月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が令和３年１月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、２（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および２（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、１接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

- (1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

(1) 令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を9回として契約者と当社との協議によりあらかじめ

め定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第9回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。

支 払 回 数								支 払 期 日
2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	
第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	令和3年6月11日
—	—	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	令和3年7月7日
—	—	—	第5回	第5回	第5回	第5回	第5回	令和3年8月6日
—	—	—	—	第6回	第6回	第6回	第6回	令和3年9月6日
—	—	—	—	—	第7回	第7回	第7回	令和3年10月7日
—	—	—	—	—	—	第8回	第8回	令和3年11月8日
—	—	—	—	—	—	—	第9回	令和3年12月8日

- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- イ 託送約款54（解約等）（1）により解約となった場合
- ロ 契約者が振り出し，もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者が破産，再生，会社更生，特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け，または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるとおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき，当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合，当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合，当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

- （1） 本供給条件の実施にあたり，当社の必要に応じて，契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- （2） 本供給条件に定めのない事項については，託送約款によるものといたします。

附

則

附 則

- 1 託送約款附則11（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けている契約者が本供給条件の適用を受けるときは，託送約款11（契約の要件等についての特別措置）（16）ロにかかわらず，本供給条件における接続対象計画差対応補給電力料金を負荷変動対応補給電力料金に，接続対象計画差対応余剰電力料金を負荷変動対応余剰電力料金にそれぞれ読み替えて適用いたします。
- 2 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和3年2月12日付け20210210資第1号認可。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用いたします。
- 3 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止いたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、1月のインバランス料金を8月まで分割して支払うことができる措置を要請されたことを受け、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和3年2月12日（金）に認可を受けました。

この度、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、令和3年3月5日（金）に、1月のインバランス料金の確報値が1キロワット時につき平均77円65銭と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の1キロワット時につき平均59円20銭と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられることを踏まえ、当該事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続をとるよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

令和3年2月12日（金）に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を令和3年3月15日（月）から令和3年3月25日（木）まで延長するとともに、1月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、令和3年12月までの最大9か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和3年3月19日

沖縄電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

沖電送送統発第 31 号
令和 3 年 3 月 19 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号
沖 縄 電 力 株 式 会 社
代 表 取 締 役 本 永 浩 之
社 長

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	—
	住 所		同 上	—
	受 給	受 電 場 所	同 上	—
	場 所	供 給 場 所	同 上	—
供 給 電 力			同 上	—
供 給 電 圧			同 上	—
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	—
料金その他の供給条件の内容			同 上	—
供給開始年月日及び有効期間			同 上	—

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和３年１月分の接続対象計画差対応補給電力料金（令和３年１月１日から令和３年１月３１日を料金の算定期間とする料金をいいます。）について、託送供給等約款（令和２年７月１４日付け 20200619 資第 55 号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

契約者から令和３年２月１５日から令和３年３月２５日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和３年１月分の接続対象計画差対応補給電力料金が令和３年１月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、２（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款 54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および２（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、１接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

- (1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、１接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)

および(ロ)の措置を行っており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行っており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、一定の電力を調達する契約の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

(1) 令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金（令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を9回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第9回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回のお金の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するもの）といたします。）といたします。

支払回数								支払期日
2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	
第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年 4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年 5月7日
—	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	令和3年 6月11日
—	—	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	第4回	令和3年 7月7日
—	—	—	第5回	第5回	第5回	第5回	第5回	令和3年 8月6日
—	—	—	—	第6回	第6回	第6回	第6回	令和3年 9月6日
—	—	—	—	—	第7回	第7回	第7回	令和3年 10月7日
—	—	—	—	—	—	第8回	第8回	令和3年 11月8日
—	—	—	—	—	—	—	第9回	令和3年 12月8日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該

当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

附 則

1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和3年2月12日付け20210210資第1号認可。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用いたします。

2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止いたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、1月のインバランス料金を8月まで分割して支払うことができる措置を要請されたことを受け、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和3年2月12日（金）に認可を受けました。

この度、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、令和3年3月5日（金）に1月のインバランス料金の確報値が1キロワット時につき平均77円65銭と公表され、これまで順次公表されてきた速報値の1キロワット時につき平均59円20銭と比べて大きく乖離した状況となり、速報値を前提として当面の資金繰りを検討していた小売電気事業者、ひいては需要家へ更なる影響も考えられることを踏まえ、当該事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きをとるよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

令和3年2月12日（金）に認可したインバランス料金の支払の分割措置について、申請期限を令和3年3月15日（月）から令和3年3月25日（木）まで延長するとともに、1月のインバランス料金の確報値と速報値の乖離状況を踏まえ、令和3年12月までの最大9か月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とする必要な措置を講ずること

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上